平成２５年（フ）第３４１号
埼玉県川越市山田829―７、住民票上の住所　埼玉県川越市大字谷中106番地９
債務者　蓬田　　緑（旧姓岩沢）
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６７号
山形県長井市舟場23番33号
債務者　伊藤　吉政
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６８号
山形県長井市舟場23番33号
債務者　伊藤　陽子
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６９号
山形県米沢市中田町658番地の３　県営中田第一アパート２号231号室、前住所山形県米沢市金池２丁目８番16号　庄司ハイツ204号室
債務者　高橋　　希
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１号
群馬県沼田市下久屋町945番地１　藤井ハイツ３号
債務者　本多　祥康
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷267番地　レオネクストジュネスⅥ―202号
債務者　中野　吉隆
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４７５号
埼玉県上尾市泉台３丁目19番地２　ローヤルふじ105
債務者　野井　秀継
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
埼玉県上尾市泉台３丁目19番地２　ローヤルふじ105
債務者　野井眞智子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
埼玉県志木市下宗岡１丁目10番36―306号
債務者　根岸　美香（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１０号
埼玉県戸田市上戸田２丁目32番15―501号
債務者　岩田　節夫
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１１号
埼玉県戸田市上戸田２丁目32番15―501号
債務者　岩田　裕美
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３０号
さいたま市岩槻区美幸町６番34―206号
債務者　板垣　正人
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６４号
さいたま市桜区大字塚本215番地
債務者　高野　憲治
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７５号
さいたま市岩槻区南平野４丁目９番地13　ナチュレガーデンＢ棟203、旧住所さいたま市桜区栄和６丁目３番23号　レオパレスＳａｋｕｒａⅡ104
債務者　菊地　朝子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９１号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目843番地６　タウンコート大宮204
債務者　松井　久和
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９６号
さいたま市岩槻区本町１丁目17番17号　クラウンハイツ岩槻206号、旧住所さいたま市岩槻区大字平林寺716番地２
債務者　染谷　良子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2132番地９
債務者　金子　留美
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係